

住みよい小山をつくる会 会則に関するワーキング 議事概要

日 時：平成18年4月7日（金） 午後7時00分～午後8時30分

会 場：小山公民館 小会議室

1 住みよい小山をつくる会 会則（案）について

- ・事務所は活動拠点となる小山公民館とする。
- ・会員は小山公民館管区に在住、在勤、在学、在活する個人とし、組織・団体を構成員とはしない。
- ・会員は事前登録を必要とせず、関心・意欲のある人が任意に参加できるものとする。
- ・組織の定義の中に、全体会、企画会議のほかに広報を担当するセクションを明記する。
- ・市から補助金の交付を受ける場合等の想定から会計年度を明記する。なお、会計年度は4月1日に始まり、3月31日に終わることとする。
- ・役員の任期を明記する。役員の任期は2年とし、再任を妨げないこととする。
- ・役員は代表1名、副代表若干名、会計2名、監事2名とする。なお、監事2名は企画会議のメンバー以外から選出する。
- ・企画会議は代表1名、副代表若干名、会計2名及びその他の有志から構成する。
- ・副代表の任務は、代表を補佐し、会議の記録及び会議資料の調製及び庶務を担当し、代表に事故あるときはその職務を代行するものとする。

上記意見をとりまとめ、住みよい小山をつくる会 会則（案）を作成し、4月20日（木）の企画会議に提案することとする。

2 安全・安心まちづくり推進協議会支部との整合性について

- ・当面の間、住みよい小山をつくる会と小山地域の安全・安心まちづくり推進協議会支部を同一組織とし、住みよい小山をつくる会の会則と安全・安心まちづくり推進協議会支部の2つの会則を持った組織とする。
- ・住みよい小山をつくる会が安全・安心まちづくり以外を検討課題とするときは、組織のありかたについて再度検討をする。

以上2点を4月20日の第3回企画会議で提案することとなった。